

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年1月14日(2016.1.14)

【公開番号】特開2015-212966(P2015-212966A)

【公開日】平成27年11月26日(2015.11.26)

【年通号数】公開・登録公報2015-074

【出願番号】特願2015-134932(P2015-134932)

【国際特許分類】

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 13/00 540 A

G 06 F 13/00 560 A

【手続補正書】

【提出日】平成27年11月20日(2015.11.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータで実装された方法であって、

複数のウェブサイトの第1ウェブサイト及び第2ウェブサイトに埋め込むためのガジェットを提供することと、

前記第1ウェブサイトに埋め込まれた前記ガジェットから、前記第1ウェブサイトを訪問する或るユーザによって投稿された会話のコンテンツを受信することと、

前記複数のウェブサイトから、前記ガジェットも埋め込まれた前記第2ウェブサイトを識別することと、

前記第1ウェブサイトの訪問から前記第2ウェブサイトの訪問に移動する前記ユーザが、前記複数のウェブサイトを訪問するユーザ間の前記コンテンツを含む前記会話をシームレスに続けることができるよう、前記第1ウェブサイトに表示された前記会話の前記コンテンツを、前記第2ウェブサイトでの表示用として、前記第2ウェブサイトの前記ガジェットに伝送することと

からなる方法。

【請求項2】

前記ガジェットのためのガジェット識別子と、前記第1ウェブサイト及び前記第2ウェブサイトのためのウェブサイト識別子とを含むインデックスを生成することを更に備え、かつ前記複数のウェブサイトから、前記ガジェットも埋め込まれた前記第2ウェブサイトを前記インデックスに基づいて識別する、請求項1に記載のコンピュータで実装された方法。

【請求項3】

前記ユーザに関連付けられた1つのユーザプロフィールからユーザ情報を取得することと、

前記ユーザの関心事項を含む分析を生成するために、前記会話の前記コンテンツ及び前記ユーザ情報を分析することと

を更に備える、請求項1に記載のコンピュータで実装された方法。

【請求項4】

前記ユーザの前記関心事項に関する情報を前記第1ウェブサイトに提供することを更に

備える、請求項 3 に記載のコンピュータで実装された方法。

【請求項 5】

前記ユーザの前記関心事項に基づいて前記第 1 ウェブサイトに対する 1 つの広告を選択することを更に備える、請求項 3 に記載のコンピュータで実装された方法。

【請求項 6】

前記ユーザの前記関心事項に基づいて前記ユーザ向けに 1 つのニュースレターを生成することと、前記ユーザに前記ニュースレターを送信することとを更に備える、請求項 3 に記載のコンピュータで実装された方法。

【請求項 7】

前記コンテンツを投稿している前記ユーザに反応してアクセス可能な、前記ユーザに連付けられたプロフィールを生成することを更に備える、請求項 1 に記載のコンピュータで実装された方法。

【請求項 8】

前記ユーザが前記コンテンツを投稿するために既存のプロフィールを使用してサインインすることを可能にすることとを更に備える、請求項 1 に記載のコンピュータで実装された方法。

【請求項 9】

前記コンテンツが、文章、ビデオ、オーディオ、画像、及び、投票又はアンケートに対する応答からなるグループのうち少なくとも 1 つである、請求項 1 に記載のコンピュータで実装された方法。

【請求項 10】

1 又は 2 以上のプロセッサと、
メモリに記憶され、かつ前記 1 又は 2 以上のプロセッサによって実行可能なコード生成部であって、複数のウェブサイトの第 1 ウェブサイト及び第 2 ウェブサイトに埋め込むためのガジェットを提供するためのコード生成部と、

前記メモリに記憶され、かつ前記 1 又は 2 以上のプロセッサによって実行可能なコンテンツ解析部であって、前記第 1 ウェブサイトに埋め込まれた前記ガジェットから、前記第 1 ウェブサイトを訪問する或るユーザによって投稿された会話のコンテンツを受信し、且つ、前記複数のウェブサイトから、前記ガジェットも埋め込まれた前記第 2 ウェブサイトを識別するためのコンテンツ解析部と、

前記メモリに記憶され、かつ前記 1 又は 2 以上のプロセッサによって実行可能なシンジケーションモジュールであって、前記第 1 ウェブサイトの訪問から前記第 2 ウェブサイトの訪問に移動する前記ユーザが、前記複数のウェブサイトを訪問するユーザ間の前記コンテンツを含む前記会話をシームレスに続けることができるよう、前記第 1 ウェブサイトに表示された前記会話の前記コンテンツを、前記第 2 ウェブサイトでの表示用として、前記第 2 ウェブサイトの前記ガジェットに伝送するためのシンジケーションモジュールとを備えるシステム。

【請求項 11】

前記コード生成部に接続された識別情報生成部であって、前記ガジェットのためのガジェット識別子と、前記第 1 ウェブサイト及び前記第 2 ウェブサイトのためのウェブサイト識別子とを含むインデックスを生成するための識別情報生成部を更に備え、前記複数のウェブサイトから、前記ガジェットも埋め込まれた前記第 2 ウェブサイトを前記インデックスに基づいて識別する、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 12】

前記コンテンツ解析部に接続された 1 つの分析エンジンであって、ユーザ情報を取得し、前記ユーザの関心事項を含む分析を生成するために、前記会話の前記コンテンツ及び前記ユーザ情報を分析し、前記ユーザの前記関心事項に関する情報を前記第 1 ウェブサイトに提供するために前記分析を前記第 1 ウェブサイトに伝送するための分析エンジンを更に備える、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 13】

前記分析エンジンに接続された広告エンジンであって、前記ユーザの前記関心事項に基づいて前記第1ウェブサイトに対する1つの広告を選択するための広告エンジンを更に備える、請求項12に記載のシステム。

【請求項14】

前記分析エンジンに接続されたニュースレターエンジンであって、前記ユーザの前記関心事項に基づいて前記ユーザ向けに1つのニュースレターを生成し、前記ユーザに前記ニュースレターを送信するニュースレターエンジンを更に備える、請求項12に記載のシステム。

【請求項15】

前記コンテンツ解析部に接続されたプロフィールエンジンであって、前記ユーザがサイанизンして前記コンテンツを投稿するための1つのプロフィールを生成するための前記プロフィールエンジンを更に備える、請求項10に記載のシステム。

【請求項16】

コンピュータ読み取り可能プログラムを含む非一時的なコンピュータ使用可能な媒体であって、前記コンピュータ読み取り可能プログラムは、コンピュータ上で実行されるときに、該コンピュータに、

複数のウェブサイトの第1ウェブサイト及び第2ウェブサイトに埋め込むためのガジェットを提供することと、

前記第1ウェブサイトに埋め込まれた前記ガジェットから、前記第1ウェブサイトを訪問する或るユーザによって投稿された会話のコンテンツを受信することと、

前記複数のウェブサイトから、前記ガジェットも埋め込まれた前記第2ウェブサイトを識別することと、

前記第1ウェブサイトの訪問から前記第2ウェブサイトの訪問に移動する前記ユーザが、前記複数のウェブサイトを訪問するユーザ間の前記コンテンツを含む前記会話をシームレスに続けることができるよう、前記第1ウェブサイトに表示された前記会話の前記コンテンツを、前記第2ウェブサイトでの表示用として、前記第2ウェブサイトの前記ガジェットに伝送することと

を実行させる、非一時的なコンピュータ使用可能な媒体。

【請求項17】

前記コンピュータ読み取り可能プログラムは、前記コンピュータ上で実行されるときに、前記コンピュータに、前記ガジェットのためのガジェット識別子と、前記第1ウェブサイト及び前記第2ウェブサイトのためのウェブサイト識別子とを含むインデックスを生成することを更に実行させ、記複数のウェブサイトから、前記ガジェットも埋め込まれた前記第2ウェブサイトを前記インデックスに基づいて識別する、請求項16に記載の非一時的なコンピュータ使用可能な媒体。

【請求項18】

前記コンピュータ読み取り可能プログラムは、前記コンピュータ上で実行されるときに、前記コンピュータに、前記ユーザに関連付けられた1つのユーザプロフィールからユーザ情報を取得することと、前記ユーザの関心事項を含む分析を生成するために、前記会話の前記コンテンツ及び前記ユーザ情報を分析することとを更に実行させる、請求項16に記載の非一時的なコンピュータ使用可能な媒体。

【請求項19】

前記コンピュータ読み取り可能プログラムは、前記コンピュータ上で実行されるときに、前記コンピュータに、前記ユーザの前記関心事項に関する情報を前記第1ウェブサイトに提供することを更に実行させる、請求項18に記載の非一時的なコンピュータ使用可能な媒体。

【請求項20】

前記コンピュータ読み取り可能プログラムは、前記コンピュータ上で実行されるときに、前記コンピュータに、前記ユーザの前記関心事項に基づいて前記第1ウェブサイトに対する1つの広告を選択することを更に実行させる、請求項18に記載の非一時的なコンピ

ユータ使用可能な媒体。